

平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表いたします。

**健全化判断比率**

(単位：%)

	三 沢 市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.39%	20.00%
連結実質赤字比率	—	18.39%	40.00%
実質公債費比率	19.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	196.1%	350.0%	

・実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載

**資金不足比率**

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
三 沢 市 水 道 事 業 会 計	—	20.0%
三 沢 市 立 三 沢 病 院 事 業 会 計	—	
三 沢 市 食 肉 処 理 セ ン タ ー 特 別 会 計	—	
三 沢 市 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	
三 沢 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
(一部事務組合) 小 川 原 湖 広 域 水 道 企 業 団	—	

・資金不足額がない場合及び資金不足比率が算定されない場合は「—」と記載